

令和6年第7回福岡市早良区選挙管理委員会議事録

- 1 開催年月日 令和6年7月19日（金）
- 2 開閉会時刻 開会 午前10時00分 閉会 午前10時25分
- 3 開催場所 早良区役所 2階中会議室
- 4 出席委員（○） 伊佐委員長、守田委員、下野委員、深町委員
- 5 出席事務局職員（▲） 川内事務局長、小淵事務局次長、山口選挙係長、
寺戸入部出張所長、藤岡書記、宮崎書記、赤塚書記
- 6 傍聴者 なし
- 7 議題

（1）議案

議案第18号 福岡市早良区選挙管理委員の異動について

議案第19号 福岡市早良区選挙管理委員会委員長職務代理者の指定について

議案第20号 選挙人名簿から抹消する者について

議案第21号 在外選挙人名簿から抹消する者について

（2）その他

・今後の委員会開催予定について

8 議事次第

審議事項の概要について事務局より説明し、個人情報が含まれ非公開の対象となる議案はないことについて、出席委員全員の合意により決定した。

（1）議案

議案第18号から議案第21号について審議が行われ、出席委員の全会一致で可決した。

（2）その他

今後の委員会開催予定について説明を行った。

< 主な意見・質疑等 >

○告示の方法は。

▲福岡市「公報」にて告示している。

○転出者が転出してから4ヶ月も経過してからではないと抹消されないのは、何か理由があるのか。

▲法律で転出後4ヶ月を経過したら抹消、転入後3ヶ月を経過したら登録することが規定されている。

○抹消者名簿の氏名について文字切れや・（点）の表示があるが、なぜか。

▲抹消者数に影響はないが、システム上、氏名の文字数が多い場合や外字の場合にそのように表示されている。

○委員会開催日が、1日で、休日の場合は法律により翌営業日に開催されていると思うが、

例えば今回のように 20 日が休日の場合は前営業日に開催されている。翌営業日の開催でもよいのではないかと考えるが、法律等で決まりがあるのか。そういう慣習なのか。

▲法律の規定はなく、慣習として前営業日開催と思われる。